

少年刑事司法法典に関する国民議会調査報告書 (2)

フランス刑事立法研究会（訳）

井上，宜裕
九州大学大学院法学研究院：教授

大貝，葵
金沢大学人間社会研究域法学系：准教授

<https://doi.org/10.15017/7172641>

出版情報：法政研究. 90 (4), pp.235-248, 2024-03-22. Hosei Gakkai (Institute for Law and Politics) Kyushu University

バージョン：

権利関係：



少年刑事司法法典に関する国民議会調査報告書（２）

フランス刑事立法研究会（訳）

はしがき

少年刑事司法法典に関する国民議会調査報告書

総説

- I. 全関係者の積極的参加のおかげで十分に適用されている野心的な改革
 - A. 少年刑事司法の法的枠組みの根本的変化（以上、90巻2号）
 - B. 幅広く周到に準備された改革
 - C. 困難な状況における迅速な実施
 - 1. ある手続から別の手続への迅速な移行
 - 2. 資源が欠如する中でさまざまな関係者に要請される改革
 - a. 実働人員に対する大きな圧力（以上、本号）
- II. 少年刑事司法法典によって可能となった改善は、さらに整理統合されうる
 - A. 少年刑事司法のさらなる効率化
 - B. 改革が全ての目的を達成するのに必要な調整

委員会の活動

推奨項目リスト

被聴取者リスト（略）

B. 幅広く周到に準備された改革

1. 大部分の裁判機関において周到に準備された改革

a. 歓迎される期限の延長

報告者により聞き取りが行われたいくつかの裁判所においては、行政機関による改正準備を歓迎し、全ての裁判所は、国会により残された、追認と施行の間の期間を必要不可欠なものとしなしていた。念のために言うと、少年刑事司法法典立法の部をもたらす2019年9月11日のオールドナンス第2019 - 950号を追認する2021年2月26日の法律第2021 - 218号は、改正の施行日を、2021年3月1日から2021年9月30日まで延期した。

実際、公衆衛生上の危機は、当初設定された2019年9月11日付で発出された、CJPMを創設するオールドナンスの公布と新たな法典の施行の間に当初設定された1年半の期間に関し、著しく混乱を生じさせた。たとえば、少年司法保護局（DPJJ）によれば、「公衆衛生上の危機と初期の封じ込めにより、改革の準備は遅々たるものとなり、2020年9月以降に、準備が顕著に進み始めた。準備は、さらに改正の施行開始後も続いた」。

報告者は、改革実施のための準備に与えられた期間に満足しており、次のように評価している。立法者は、法領域にとって、あるいは、法的側面にとって、重要な変更を伴う改正を実施するための十分な期間を確保することに、より頻繁に留意することを通じて、当該経験からいくつかの結論を引き出すはずである。

b. 司法官にむけた研修のための多大なる努力

情報伝達のための数多くの資料を配布し、何よりもまず司法官に向けて、改革のための様々な研修を組織するべく、2年間の準備期間が十分に活用された。共和国検事国内協議会（CNPR）は次のように確認した。「少年司法保護局及び刑事事件・恩赦局は、改正に対する理解を真に促進する、興味深く実務的な多くの情報提供、実務書面、控訴院により作成される通知文書及び控訴院により組織された協議会を通じて、改正について、十分に準備し、理解し、支持し、監督した」。

司法官及び書記官にむけた集中研修

2020年以降、CJPMの説明ツール（手続き図及びPPT資料）、及び、約30通の実務書類が交付された。

2021年6月25日付のCJPMの諸規定を説明する通達に加え、ストックされている事件の処理について（2020年11月）、変更への対応について（2020年12月）、審理計画の指導方針について（2021年3月）、検察官の組織編制について（2021年3月）、審理計画のあり方について（2021年7月）、そして、控訴院内での改革実施について（2021年9月）と、いくつかの通知が裁判機関に向けて発出された。

改正開始時の手引き（2020年12月）、改正対応手引き（2021年7月）、教育的実務指針（2021年7月）、さらに教育的提供物の手引き（2021年9月）が出され、裁判機関は自由に使用してきた。

国立書記官学院は、書記機関向けの研修パッケージをオンラインで公開した（法の条文集、実務説明書類集、手続き解説図集、クイズ、用語集、オンライン上の教育研修モジュール）。

最後に、多くのシンポジウムやセミナーが開催され、特に、弁護士、PJJの地域局長、エデュカトゥールなどの他の職業の者も参加した。

出典：DPJJ

c. 関与者間の事前の会合

専門家研修に加えて、裁判機関は、CJPMに規定されている新たな手続きに適合したやり方を確立するために、関係者間で対話を実施し、改革にむけ準備した。裁判官労働組合（USM）が言及する通り、「刑事二分手続きに立脚する新たな手続きは、裁判官と検察官の間の強い協力関係を要した。……したがって、例えば、検察官による、執務室か少年裁判所かの選択は、裁判官との緊密な連携の下行われなければならない。さもなければ、少年の事件処理が滞る危険を冒すことになるだろう」。

フランス児童・家族裁判官組合（AFMJF）が述べるように、「検察官が権限をもつ公訴の選択が、常に、少年係判事の論理と全く同じ論理に従っているわけでは

ない」ものの、事件書類の分類及び審理計画の間隔につき、検察官に優越的役割を与える当該手続き上の制限はあるものの、裁判官と検察官との間のこの協議は、十分に機能している。

これらの意見交換は、また、裁判機関以外の機関との間でも展開されてきた。例えば、DPJJは「検察官、少年裁判所、PJJ及び児童社会扶助局が参加する県レベルの4者間協議の強化は、CJPM施行の開始準備と実施後数か月に求められる固有の必要な再調整の帰結である」と強調している。

大部分の裁判所では、同様に、弁護士会を介して、弁護士とも緊密に連携してきた。CNBは、「多くの準備研修と、3か月ごとに開催される運営委員会の設置」の有用性を強調した。報告者によれば、この協議は真の前進であり、改革を適正に機能させるという意味において、継続されるべきである⁽¹⁾。

2. 少年司法保護局の任務の変化に対するエデュカトゥールの準備不足

報告者が聞き取りを行った少年司法保護局の地域局長及びエデュカトゥールに関していえば、改正の施行準備は、道半ばの状況を呈している。彼らの任務と仕事のやり方が、この改正により根本的に修正されるとしても、司法裁判所とは対照的に、彼らは控えめな支援しか享受しなかった。

たとえ、多くの資料及び「ウェビナー」が中央行政部によって、エデュカトゥールに対して利用できるよう準備されたとしても（直前の囲み記事参照）、しかし、エデュカトゥールは、この研修を受けるために自らに許された時間の不足を残念に思った。裁判機関の中で、エデュカトゥール向けの新たな手続きのための研修を用意したのは、たいてい、司法官であったと繰り返し指摘された。

例えば、USMが強調するように、「きわめて多くの裁判所において、PJJの職員は、裁判所の部局から受け取った内部資料に加えて、少年係判事及び検察官（TPEの調整裁判官及び少年部のチーフ検察官）により組織された研修会へ招待された。この研修により、専門家たちは、お互いに意見交換し、改革実施のための実務上の態様について取り決めることができた」。但し、組合が遺憾に思うのは、「司法官自

(1) 下記参照（II.B.5）。

身が当該改正を理解し、裁判において当該改正を実施していかなければならないにもかかわらず、新たな手続きに関するPJJの職員研修のほとんどが、司法官により主導されたことであった」。

加えて、少年保護アソシアシオン国内連合（CNAPE）によれば、民間部局が措置のほとんどを実施し、多くの収容施設、特に52あるうちの35もの閉鎖型教育センター（CEF）を運営しているにもかかわらず、「認可を受けた民間部局に対しては、CJPMに関する研修につき、いかなる独自の活動も提供されなかった」。アソシアシオンは、様々な資料を入手し、対象者たちを受け入れていくために、各司法裁判所の中に専任担当者が配置されなかったことにつき不満を持っている。

勧告①：認可された民間部門のために、各司法裁判所の中に、情報を円滑に伝達するための担当者を設ける。

加えて、司法官は、必ずしも、エデュカトゥールの職務の独自性、及び、エデュカトゥールの職務に係る改正のなかみについて精通しているわけではない。エデュカトゥールの代表者との意見交換に際して、報告者は、エデュカトゥールの実務に関わる改正のなかみに関し、PJJの専門家に対し十分な情報が無い状態であったことを確認している。控訴院長国内協議会（CNPP）の議長であるIsabelle Gorce氏が総括している通り、「PJJは短い時間をやりくりする準備ができていなかった」。

エデュカトゥールの多くは、有責性審理に先立ち、少年に自らの手続きについて準備させ、必要な情報を収集するために十分な期間が与えられていないことについて不満を抱いている。当然、有責性審理が、予審開始決定よりも形式的なものに思えるとしても、刑事手続きの終点ではない。有責性審理は、裁判の迅速な対応と少年のケアの正式な開始を少年に示すことを目的としているのだ。

今後、教育的試験観察期間は、少年との関わりの最初となりつつ、少年の完全な理解に資すべきものとなる。当該期間中、措置の適用が継続されうるのであり、措置の終了時には、エデュカトゥール及び判事は、最も適切な制裁を宣告するために、少年のプロファイルをよりよく理解できていることになろう。

これは、実務の変化を伴っている。即ち、有責性審理前の段階で、少年の準備及

び調査作業は、以前ほどには徹底することができない。少年が要保護児童としての手続きをすでに開始されている場合には、情報の収集は、以前にもまして、担当エデュカトールに頼らなければならなくなるであろう。本改正が、すでに、エデュカトールの審理への出席の増大と措置の数の増大を伴っているがゆえに、適応することなしには、エデュカトールの任務遂行について、作業負担も管理業務負担も、過大なものとなるに違いない。

3. 警察組織により遅ればせながら導入された改正

改正の施行は、内務省においてはほとんど準備されていなかったように思われる。CNPRによれば、「一方では、刑事司法制度に関わる全てのアクターによる準備と適応が強調されるべきであると同時に、他方、内務省の当該改正への無関心も指摘されるべきである。即ち、準備会議、諸機関の関心の高さ、通達の発出及び新たなフォーマットの交付にもかかわらず、司法警察職員は、この手続きに適応することに苦勞した。多くの検察官が、発付される司法警察職員による召喚状（COPJ）につき一定の質を担保するために、例えば、前記召喚状の適正さを確認し、ならびに、必要な事項が記載されていること、及び、検察官により選択された分類を司法警察職員が遵守していることを確認するために、発付前に、一律にCOPJを検察官へ送達させるほどの、多大な自己犠牲を払わなければならなかった。検察官にとって、改正は、甘んじて従わなければならないが、ほとんど準備もなく、十分に情熱を注ぐこともないものであることが問題である」。

多くの司法裁判所は、依然として1945年オールドナンスに依拠しているフォーマットを利用してきたのであり、しかし、ときに、そのことが手続上の不都合を惹起してしまっている。このような事態は、内務省の機関と司法省の機関との対話が欠如していることから説明できる。実際、内務省公共治安中央局（DCSP）も報告者に対して示したように、公共治安局は、司法省刑事事件・恩赦局（DACG）2021年9月17日の通達の名宛人であったが、2021年9月30日の施行にとっては、遅きに失するものであった。

同様に、DCSPは、中央レベルで発出された命令が、地方レベルにおける検察官

（2） この点に関して、情報処理ツールの必要不可欠な現代化（I.C.2b）参照。

の請求と矛盾することがあったことに不満を抱いていた。「国内警察の手続作成ソフトについて、直接自由に使えるいくつかの新たなモデルは、DACGの承認を得て採用された。しかし、幾人かの検察官は、自分の好みでこれらのモデルを修正し、その結果、捜査員は自動化されたモデルをもはや利用できていない（例えば、「裁定が下されるために」または「有責性につき裁定が下されるために」という条件が付け加えられている）。一定の裁判官も同様に、取り調べ対象者への通知前に召喚状を事前に有効化するように要求している。最後に、裁判機関の面前における召喚状に２名の法定代理人が署名するよう一定の検察官によって請求されている。召喚に要する期間が短く設定されているのは、直ちに、司法裁判所へ手続を移行する必要があるからであるにもかかわらず、この２人の署名の請求が、書類の処理にかかる時間を長引かせてしまっている」。

改正が完全に施行されている現在、これらの問題は、検察官と司法警察職員との間の協議のおかげで、徐々に解消される傾向にある。いくつもの管轄地域において、検察官はなお、CJPMにのっとっているかを確認するために、司法警察職員が署名する前に、COPJの名宛人となっているが、この実務は、改正が完全に導入されれば、徐々に解消されるはずであろう。

勧告②：警察機関及び憲兵隊により使用されるフレーム、並びに、検察官と捜査機関の間の実務を画一化すること。

C. 困難な状況における迅速な実施

この改正の実施には、いくつもの難しい局面があった。なぜなら、まず、改正の実施が２つの手続を同時に管理することを前提としていたこと、次に、この実施が、現在進行中の事案のストックが膨大であり、事案にかかっている期間も極めて長く、少年係判事、書記官及びPJJの使用できる手段も不十分であるという状況の中で開始されたからである。

1. ある手続から別の手続への迅速な移行

a. ストックの減少

改正前、裁判機関の大部分は、1945年オールドナンスの制度に基づき判断されなければならない膨大な量の事案のストックを積み残していた。解消を加速するために以下の3つの方法が実施された。

—まず、検察官は、最も軽微でかつ最も古い事案につき、**訴追代替措置を適用することによって、現在進行中の相当数の手続を再処理した**。たとえば、CNPRが明示するところによれば、「**改正の施行を円滑に進め、2つの手続が同時並行で進む状況を最大限回避するべく、検察が行うべきこととしては、2023年3月以降2021年9月の施行を目指して、少年のための裁判機関への係属が必須となる手続を除き、相当数の手続を、少年を担当する検察官代理、とりわけ、PJJの社会内処遇機関と連携して、訴追代替手段を用いて再処理することであった**。したがって、刑事和解措置及び刑事賠償措置は、管轄地域ごとに相当に異なる地域的手段に従って、展開することができた」。

—次に、**法典の施行前の数週間の時点で、2021年9月30日以降にCJPMの制度に基づき訴追を開始させるべく、可能な限り訴追の開始を延期した**。

—最後に、特に、**司法官は移行期間に、できるだけ多くの事案を審理してしまうべく、相当の努力を行った**。

裁判機関に約束された手段であれば、CJPMの円滑な施行を促進できるものではあっただろうが、しかし、その手段は、この増大する活動をこなすために十分提供されなかったことを報告者は残念に思う。

これらの3つの努力は、処理能力の高い裁判所も含めて、ストックの迅速な減少を実現した。全国レベルにおいて、DPJJは、「**2021年10月1日から2022年10月1日の間に、1945年オールドナンスにより執行される手続のストックは、70%近く削減された。150の少年裁判所に対して106の少年裁判所が、1945年オールドナンスに基づく手続のストックを、少年係判事の執務室当たり20件未満としている**」と評価している。

インタビューされた裁判機関のうち、その大部分の裁判機関は、自らのストックが顕著に減少したと述べた。いくつかの裁判機関、例えばロデズやディジョンつい

ては、そのストックは無視できるほどであり、これらの裁判機関では、1945年オールドナンスの下で開始された処理すべき事案は、それぞれ４件と10件でしかない。トゥールーズとマルセイユにおいて、結果は同様に希望が持てる状況である。というのも、ストックされている事案の数は、2020年から2022年の間に、それぞれ、1600件から114件に、1600件から124件になったからである。リヨンでは、10か月分に相当する審理のストックが、ほぼ解消された。パリ地区でも、裁判機関は同様に、改正前に係属された事案の数を減らしているものの、これらの裁判所は膨大な量のストックを抱えており、パリでは（2020年には1830件であったのに対して）279件、ボビニーでは550件である。

但し、これらの実務は、移行期を超えて長続きはしない。CNPRによれば、「より質の高い代替手段に再投資するために、今日、『劣化している』この方針から脱却することが、適宜である」。加えて、膨大なストックを抱える裁判機関のうちの３分の１では、２重構造で少年司法が実施されることを避けるべく、なんらかの解決方法が迅速に見出されるに違いない。

CJPMの枠組みにおける訴追代替

最終的に、審理数が過剰となるのを避けるべく、検察官は訴追代替手段に頼る。訴追代替手段の教育的側面を改善すべく、その枠組みはCJPMにより改良されている。

2022年１月１日から2022年９月30日までの間に、訴追代替手段の成功により起訴猶予となった46557人の少年のうち、10496人の少年は、いわゆる教育的内容をもつ訴追代替手段の結果、起訴猶予を獲得しており、これは、22.5%の割合を示すものである。同じ期間内に、約10000人の少年に刑事和解が用いられている。

CJPMの施行以来、賠償という訴追代替措置は、最も利用された措置である（8975人の少年）。研修も同様に、頻繁に宣告され（訴追代替として2564人の少年、刑事和解として1526人の少年）、主なものは、薬物使用に関するリスクへの注意喚起研修、市民研修、及び、それ以外のものとして、交通安全に対する注意喚起研修、及び市民教育研修がある。無報酬の作業は、CJPMの施行以来、95人の少年がかかわった。

法による警告の結果、起訴猶予となった少年の数は、2022年1月1日から9月1日までに23854人に達している。2023年1月1日以降、法による警告の廃止、及び、それに代わる刑事警告（avertissement pénal probatoire）の施行に関する効果を評価するには、目下、この期間では、不十分である。

AFMJFは、特に、「主要な裁判機関では、利用可能な審理の枠が欠如しているために、予審の一件書類に裁定を下すのは、ほぼ不可能であり、そのストックは増え続けている。パリでは、CJPM施行前に待機している事案は60件であったが、現在は160件近くある」と警告している。

得られた数値によれば、予審に移送されその判決待ちの事案数は、トゥールーズでは54件、パリでは⁽³⁾151件、ボビニーには70件、マルセイユでは66件である。このような状況は重大な事態を惹起しうる。勾留の期間だけは厳しい上限設定の対象とはなっているものの、AFMJFは、特に「長期間、時には4年間に及ぶ司法統制処分に付されている」少年の事例について指摘している。

報告者は、以前からストックされている事案、特に、予審の対象となっている事案及びより長期の審理期間を要する事案に関する判決審理を、分散できるよう提案する。

勧告③：きわめて古い事案、特に予審の対象となっている事案につき、ストックのより少ない裁判機関に判決審理を分散させることを可能とすること（法改正を要する提案）。

b. 特定の裁判機関における期間の大幅な短縮に関する憂慮

審理期間が短縮された結果、この移行も促進された。この審理期間は、改正前には平均18か月であったが、現在、法律でその上限が設定されている。ちなみに、有責性審理は訴追開始後、10日から3か月の間に行われなければならない、次に、制裁審理は、有責審理後6か月から9か月の間に行われなければならない。

(3) パリの司法裁判所は、例えば、テロリズムやサイバー犯罪のように、特定の複雑な事案について国内管轄権を行使する。

CNPRにとって、期限を導入するということは、「改正の利益そのものと主要な目的のうちの一つに沿う」効果を持つ。「期間の縛りが、1945年オルドナンス下においてよりも、より明確なリズムをもって、また、より確実に、手続のテンポを迅速かつメリハリのついたものとしている」。

2022年6月30日時点で、全国レベルでの平均的な期間は次の通りであった。⁽⁴⁾

—公訴の提起と有責性審理における有罪の宣告の間、63日間（２か月と３日）

—有罪判決と制裁言渡しの予定日との間、189日間（６か月と８日）

—公訴の提起と制裁宣告予定日の間、251日間（８か月と11日）

このよい結果は、一定の期間をかけて、確認しなければならない。というのも、DPJJはすでに「いくつかの大規模な裁判機関では、早々に、判決期間の遵守と、同一の少年に関わる刑事手続全体に同一の少年係判事を継続的に介入させるという原則とを両立させることにつき、困難に直面した」ことを認めている。これらの裁判所には３つの解決が提示されている。いくつかの裁判所は、検察官により決められた期間を遵守するべく、同一の裁判官による個別的監督を断念しなければならなかったか、または、様々な事務部門間で業務負担をよりよく再配分するべく、部門制の例外を定めた。別の裁判所では、監督の原則を遵守するべく、期間の逸脱を余儀なくされた。最後に、いくつもの裁判所で、審理予定が過密になることなく、有責性審理のために使える空き枠を確保するために、制裁審理を法定期限いっぱいまで先延ばしすることによって、追加的な余裕を作り出そうとしている。

さらに、教育的試験観察期間が有効に機能するためには、PJJによって少年がケアされるまでの期間は短期間である必要がある。DPJJによれば、これは、改正の目的に合致している。

（大貝葵）

２．資源が欠如する中でさまざまな関係者に要請される改革

a. 実働人員に対する大きな圧力

1945年オルドナンスの下で開始された手続のストックを解消することによって移

（４） 少年司法保護局統計。

行を行おうとする一致した努力の一方で、新たな手続は、裁判所の実働人員（司法官及び書記官）、PJJの職員、及び、弁護士に多くのことを要求することが判明している。このことは、主として、法定の期間、及び、審理数を倍増させる結果となる刑事手続二分の一般化から生じる。

有責性審理の大部分は、執務室において、少年係判事のみがいるところで行われるが、それにもかかわらず、有責性審理には、事前に変な事務作業が必要となり（召喚状の送付、一件書類の準備、報告書の起案等）、1945年オールドナンスの枠内で存在していた予審（事実の確認、少年の人格調査、被害者の顧慮、手続の説明、一時的措置の選択）よりも多くの時間がかかる。手続二分の枠内で教育的措置を一貫して実施すると、同様に、PJJの作業負担及び司法官の監督作業が増大することになる。

理論上、制裁の審理では、事実及び少年の人格について新たな提示がなされることはない。しかしながら、実際は、審理が、（少年裁判所において）新たな陪席者の面前で、異なる判事とともに行われる場合、または、被害者が有責性審理に出廷していなかった場合には、このような提示が必要となる。かくして、手続二分においては、「半分の審理」が2つではなく、しばしば元の長さの審理が2つ行われるのである。

ヌメア裁判所は、聞き取り調査の際に、「改正によって要請される書記の時間は、過小評価されている」と回答した。結局、ボビニー司法裁判所は、各一件書類に割かれる追加の時間を90分と推算した。

厳格な期限の遵守が要請される、要保護児童につき作成しなければならない一件書類の数が減少することはなく、少年係判事の活動において刑事が占める割合は、この厳格な期限のせいで顕著に増大した。ところで、CNPRは、このような「当該状況に割かれる一教育的及び司法上の一時間の増大は、大半の裁判機関にとって、特に資源を拡充することなく行われた」と指摘している。

この改革は、同様に、請求を予定している審理に出席できない検察官に多くのことを要請する。

報告者が強調するのは、全ての専門家がコミットしたこともあって改革の実施は順調であったが、近年決定された司法予算の増額にもかかわらず、専門家が十分な

人的、財政的及び補給的支援を受けていなかった点である。移行の枠内で当然要求されるこの努力は、作業負担の増大及び実働人員にかかる圧力に持続的に答えうるものではないであろう。

多くの裁判所は、CJPMの課す制約を遵守することができるかどうかは、実働人員を自由に使えるかどうかという点に直接的にかかっていると指摘する。司法官の不在（病気休暇、出産等）は、一気に裁判機関を混乱させ、期限の徒過をもたらさう。従って、この脆弱性に備えて、さらなる安全性の幅が用意されなければならない。

提言④：窮境にある裁判機関においては、期限を遵守する能力に応じて、書記官及び司法官の実働人員を増やすこと。

裁判機関の他、この圧力は、刑事手続及び犯罪少年のケアに関与する全ての者に作用する。期間に関する手続的な制約は、エデュカトゥールにも弁護士にも影響する。短い召喚期限に拘束されるエデュカトゥール及び弁護士は、その間に、多くの書類の迅速な作成を迫られ、それにより、期日を延期せざるをえなくなるリスクが増大する。全国弁護士評議会（Conseil national des barreaux）は、かくして、「必要な情報をえるには、しばしばその期限はあまりにも短すぎる。指定弁護士の不在、または、少年のファイル（刑事ファイル、人格ファイル、RRSE）の全情報が欠落していることによって、しばしば延期が正当化される。ファイルのコピーを取るために、弁護士は、延期の請求を余儀なくされる」と指摘する。

審理の二分化は、同様に、エデュカトゥールが裁判所で過ごす時間、一措置の実施に割けない時間を増大させた。PJJの組合によれば、「主要な裁判機関の管轄内にある多くの機関において、作業チームは、教育的関係や日常生活における若者の支援を犠牲にして、裁判所で審理を傍聴し、そのための報告書を作成することで時間を潰しているという感覚をもっている⁽⁵⁾」とされる。

CNPRは、「PJJに割り当てられた資源は、司法当局、裁判官、検察官、書記局に割り当てられた資源と同様、改革及びその手続的新奇性を一貫して実行しようと

(5) PJJ職員組合（SNPES-PJJ/FSU）の投稿文書。

資 料

思えば、なお不十分である。検察官及び少年のための裁判機関によって推進される PJJ との連携作業も、この資源不足を取り繕うには不十分である」と主張する。

(井上宜裕)

(未完)

【付記】本資料は、2022年度末延財団研究会助成の成果の一部である。